

## 撮影申請に伴う撮影物等の取扱に関する協議書

宮内庁正倉院事務所(以下「甲」という)と讀賣テレビ放送株式会社(以下「乙」という)は、平成28年5月付けで甲に対して乙より申請のあった、螺鈿紫檀五絃琵琶模造事業等に関連して撮影された映像素材及び乙が制作したテレビ番組「正倉院の奇跡～守り継がれた天皇の倉～」(以下、両者を総称して「成果物」という。詳細は別紙に記載する)の甲による利用について次のとおり合意する。

本合意の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

第1条 甲は乙が保管、管理する成果物を、第3条の条件に従って無償で複製、上映、公衆送信、公の伝達、貸与、翻案および二次的著作物の利用(以下「利用」という)を行うことができるものとする。ただし利用は甲自らの業務の範囲内に限る。

第2条 甲と乙は成果物の著作権が乙に帰属することを確認する。

2. 甲は第三者より成果物の利用の要望を受けた場合、乙の許諾も受けるように指示するものとする。
3. 乙は第三者より成果物のうち正倉院正倉及び正倉院宝物(宝物模造品を含む)の利用の要望を受けた場合、甲の許諾も受けるように指示するものとする。

第3条 甲が成果物の翻案(映像編集等)を必要とする場合は、乙の指定に従い業者等に作業を依頼するものとする。これにかかる実費のみ乙の指定業者に支弁する。

2. 第三者による利用の際は、「映像提供：読売テレビ」の表示を行う。なお、甲による利用の際は、乙との協議とする。
3. 成果物に含まれる諸権利(著作権、著作隣接権、肖像権等を含むがこれに限定されない)のうち、乙以外の第三者が所有する権利については、甲が権利処理を行うものとする。

第4条 甲は、成果物（成果物の複製物、翻案物を含む）を頒布または譲渡してはならない。

第5条 甲及び乙は本合意の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

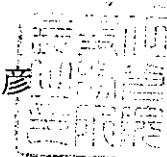
第6条 本協議書における成果物の一覧は、別紙一覧のとおりである。なお、乙は、成果物を要約した閲覧用映像素材を令和元年12月20日に甲に提出した。  
(甲乙確認済み)

令和2年1月31日

甲 奈良市雜司町129

宮内庁正倉院事務所

所長 西川 明彦



乙 大阪市中央区城見北5丁目50

讀賣テレビ放送株式会社

代表取締役社長市井大橋

